

「ファスト・トラック制度」の本格運用開始に係る事業者向け説明会開催のご案内

平成29年1月
高圧ガス保安協会

経済産業省は、技術の進歩など産業保安を取り巻く状況の変化を受け、保安水準の維持・向上、重大事故の撲滅といった目標達成に向けて、状況の変化に迅速かつ効果的に対応できるような産業保安規制のスマート化を実施しており、当協会も高圧ガス保安の実務を担う立場から、同省と協働してスマート化に係る対応を行っています。

中でも、新技術の迅速な導入等を目的とした、当協会の事前評価等の制度を使いやすくする「ファスト・トラック制度」については、昨年10月初頭発出の経済産業省通達において当協会における具体的な対応が規定され、これを受けて関係規程類の改正等を行い、昨年12月22日から「ファスト・トラック制度」の本格運用を開始し、申請受付を開始したところです（(別添) KHKホームページ公表資料参照）。

今般、当協会の事前評価等の制度に新たに追加された A. グループ申請、B. 公開申請及びC. KHKによる規格等の審査結果の公開に係る申請手続き、申請書様式、申請要件等についての説明会を下記のとおり開催します。

※ 本説明会は、主に本制度に係る申請事業者向けとしていますが、許認可等に関わる都道府県等にもご案内しています。

記

1. 開催日程等

回次	開催日	会場	定員
第1回	平成29年2月15日（水）	高圧ガス保安協会本部* 会議室2～4	50名
第2回	平成29年2月27日（月）	高圧ガス保安協会本部* 会議室1～2	30名

* 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル11階
所在地等：http://www.khk.or.jp/aboutus/head_office.html

2. 説明時間割予定（各回共通）

時間	内容
14:00～14:05	協会挨拶
14:05～15:15	制度の全体概要
	詳細基準の事前評価について（申請手続き、申請書様式、申請要件等） ・ 制度概要 ・ グループ申請について ・ 公開申請について 等
	一般詳細基準審査について（申請手続き、申請書様式、申請要件等） ・ 制度概要 ・ 審査結果の公開について 等
15:15～15:30	質疑応答

* 受付開始は、13:30頃予定。

* 資料等は、当日会場にてお渡しします。

3. 参加費

無料（ただし、会場までの交通費等は参加者のご負担となります。）

4. 申込み方法

Eメールにて、以下の【必要事項】を入力し、【申込み用メールアドレス】宛てに、下表の申込み締切日までに送信して下さい。参加受付等の返信はいたしませんので、説明会当日、会場受付にて、送信された氏名等をお申し出下さい。

定員超過により出席をお断りする場合は、【申込み用メールアドレス】よりご連絡いたしますので、ご了承下さい。

回次	開催日	申込み締切日
第1回	平成29年2月15日（水）	平成29年2月 8日（水）
第2回	平成29年2月27日（月）	平成29年2月20日（月）

【申込み用メールアドレス】 : inspft@khk.or.jp

【必要事項】 [件名] 説明会申込み

[本文] 以下のとおり申し込みます。

回次：第 回

開催日：平成29年2月 日

会社名：

所属部署・役職：

氏名：

住所：

Eメールアドレス：

電話番号：

5. 個人情報の取扱いについて

高圧ガス保安協会は、本説明会に参加申込みされた方のプライバシーを尊重いたします。

高圧ガス保安協会は、本説明会の参加申込みの際に収集した個人情報を、本説明会の運営、連絡及び受付時に使用するとともに、本説明会に関連する情報提供に使用することがあります。

高圧ガス保安協会は、個人情報について適切な管理を行っています。

6. 問合せ先

高圧ガス保安協会 機器検査事業部 説明会担当

電話：03-3436-6104 Eメール：inspft@khk.or.jp

以上

「ファスト・トラック制度」により KHK の事前評価等の制度が使いやすくなります

平成 28 年 12 月 22 日
高圧ガス保安協会

1. 背景

高圧ガス保安のスマート化について、経済産業省産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会（平成 28 年 3 月 9 日開催）において取りまとめが行われ、新技術の迅速な導入等を目的としたファスト・トラック制度創設について提言されました。

これを踏まえ、同省において、「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部改正等（平成 28 年 10 月 3 日公布・施行）」が行われ、当協会における具体的な対応が同通達に規定されました。

これを受け、当協会においては、ファスト・トラック制度の本格運用開始に向けた準備を鋭意進めてきたところであり、本日より本制度に係る申請の受付を開始します。

2. 具体的な内容

以下のとおり、当協会が行っている事前評価等の制度がより使いやすいものになります（別紙 参照）。

<KHKによる個別案件等の事前評価>

(A. グループ申請)

同一仕様など複数の案件を一つの申請書で申請可能になります。

これにより、事業者における申請書の作成等の負担が軽減されます。

(B. 公開申請)

申請者の希望に応じて公開を目的に事前評価を実施し、公開に適する場合は評価結果を公開します。

これにより、申請者以外も利用可能となり、基準に準じた運用が期待されます。

<KHKによる規格等の事前審査>

(C. KHKによる規格等の審査結果の公開)

民間規格等を例示基準化するプロセスにおいて、申請者の希望に応じて KHK による規格等の審査結果を公開します。

これにより、国による例示基準化を待たずに基準の運用が期待されます。

こうした制度の実務的な運用などを通じて、新技術の迅速な導入等の後押しに貢献して参ります。

3. お問い合わせ・ご相談窓口

お問い合わせ・ご相談の内容及びご連絡先をご記載の上、E-mail 等により、以下のお問い合わせ先までご連絡下さい。

【制度全般について】

総合企画部

E-mail:gp@khk.or.jp

Tel:03-3436-1704/ Fax:03-3436-5704

【申請に係る要件や具体的な案件等について】

○A. グループ申請、B. 公開申請、C. KHK による規格等の審査結果の公開
(容器保安規則、特定設備検査規則に係るもの) について

機器検査事業部

E-mail:insp@khk.or.jp

Tel:03-3436-6104/ Fax:03-3436-0688

○C. KHK による規格等の審査結果の公開 (一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則、コンビナート等保安規則、冷凍保安規則に係るもの) について

高圧ガス部

E-mail:hpg@khk.or.jp

Tel:03-3436-6103/ Fax:03-3436-4163

4. 参考

本制度に係る申請要件、申請様式等や手数料については、以下のKHKホームページにてご覧になれます。

【本制度に係る申請要件、申請様式等について】

(A. グループ申請、B. 公開申請)

下記 URL の「詳細基準事前評価実施要領」をご覧ください。

http://www.khk.or.jp/activities/inspection_certification/pre_evaluation/dl/20100-9.pdf

(C. KHK による規格等の審査結果の公開)

下記 URL の「詳細基準審査規程」又は「一般高圧ガス保安規則等四規則基準審査規程」をご覧ください。

「詳細基準審査規

程」http://www.khk.or.jp/activities/inspection_certification/exemplified_standards/pdf/10100-5.pdf

「一般高圧ガス保安規則等四規則基準審査規程」

http://www.khk.or.jp/activities/inspection_certification/exemplified_standards/pdf/HPG_C-0200-1.pdf

【本制度に係る手数料について】

下記 URL の「手数料表」(P23 (6) 及び(7)) をご覧ください。

http://www.khk.or.jp/aboutus/id_charge.html

＜本発表に関するお問い合わせ先＞

高圧ガス保安協会 総合企画部 閑念、名倉

E-mail:gp@khk.or.jp

Tel:03-3436-1704/ Fax:03-3436-5704

ファスト・トラック制度について

<A. グループ申請>

同一仕様など複数の案件を一つの申請書で申請可能に
→これにより、事業者における申請書の作成等の負担が軽減。



【グループ申請の要件】

- 申請対象設備において、種類等、使用流体、圧力、温度などが同一であるもの。
- 事業者が申請する(例示基準以外)の基準の安全立証の手法(試験データ、参考文献)などが同一であるもの。

【グループ申請手数料】

既存の事前評価手数料＋
(30,000円 × (グループ申請案件数－1))

<B. 公開申請>

申請者の希望に応じて公開を目的に事前評価を実施し、公開に適する場合は評価結果を公開。
→これにより、申請者以外も利用可能となり、基準に準じた運用が期待。

KHKの評価結果
(非公開)



KHKの評価結果
(申請者の求めに応じて公開可能に)
※ 申請者以外も利用可能

【評価結果公開の要件】

汎用性を有する等公開に適する場合：

- ① 適切な適用範囲が規定されていること。
- ② 安全技術が確立されたものであること。
- ③ 汎用性のあるものであること。

※評価結果の有効期間は5年間

【公開事前評価申請手数料】

890,000円

KHKによる個別案件等の事前評価

ファスト・トラック制度について

KHKによる規格等の事前審査

<C. KHKによる規格等の審査結果の公開>

民間規格等を例示基準化するプロセスにおいて、申請者の希望に応じてKHKによる規格等の審査結果を公開。
→これにより、国による例示基準化を待たずに基準の運用が期待。

KHKの審査結果
(METIへの結果報告を実施(公開なし))



KHKの審査結果
(申請者の求めに応じて公開可能に)
※申請者以外も利用可能

【規格検討委員会等による審査の申請手数料】
1,005,000円

【高圧ガス保安法における許認可等に係るスキーム(イメージ図)】

○性能規定化された省令を満足しているものとして国が定める例示基準が、都道府県等による許認可等の判断基準として活用されています。

○一方、例示基準以外の基準を用いる場合には、KHKの事前評価結果を参考として、都道府県等は許認可等の判断ができることとされています。

○また、事業者が民間規格等を活用して例示基準の追加・改正を希望する場合には、KHKによる規格等の事前審査を受け、国はKHKの事前審査結果を踏まえて、例示基準の追加・改正を行うことが、例示基準化のプロセスにおいて制度化されています。

